

ホームページ等運用保守業務委託仕様書

1 業務目的

ホームページ等運用保守し、弘前市民文化交流館等を広く市民に発信し利用促進に資することを目的とする。

2 業務内容

(1) ホームページ及びドメインの運用保守

- ①弘前市民文化交流館等の情報を効果的に発信するため、ホームページ内のテキスト、画像の更新及び削除を行なうものとする。
- ②ホームページ内の表示状況等に不具合が生じていないか確認し、不具合が認められた場合は、直ちに不具合箇所の修正を行なうものとする。
- ③システムが正常に機能しているかを確認し、システムに不具合が認められた場合は、直ちに不具合箇所の修正を行なうものとする（新たな機能の開発等が必要な場合を除く。）
- ④ホームページで情報発信するために必要なドメインの更新を行うものとする。

(2) デジタルサイネージ及び情報発信機器

- ①ヒロロ 3階フロア内に設置してあるデジタルサイネージ機器を利用し、イベント情報等のコンテンツを定期的に配信するものとする。
- ②ヒロロ 3階フロア内に設置してある情報発信機器の保守を行なうものとする。

3 不具合の修正及び機器等の交換、修繕

ホームページ等の運営保守業務において、システムや機器等に不具合があり、部品交換修繕、システム改修の必要がある場合は、その対処方法等について弘前市と協議のうえ、決定するものとする。

4 その他

- ①サーバやデータベース、パッケージソフト等、本システムで使用するソフトウェア製品に関するバグフィックス、セキュリティパッチ等の更新モジュールについては、製品メーカー又は一般社団法人 J P C E R T / コーディネーションセンター等からの情報を広く調査・収集し、必要に応じて適用するものとする。なお、本システムの動作に影響を及ぼし、本システムのプログラム等の改修が必要と判断される場合には、弘前市に報告・協議のうえ、対応するものとする。
- ②各種ログについて不正なアクセス等の異常がないか定期的に確認し、異常があった場合は、すみやかに弘前市に報告するものとする。また、弘前市と協議のうえ、対応するものとする。
- ③本業務の実施にあたっては、関係法令や市が定める基準を順守するものとする。
- ④Webサイトの著作権は市に帰属するものとする。
- ⑤ホームページ等運用保守に係る通信運搬費については、指定管理者が負担するものとする。